

「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律の施行に伴う国土交通省関係告示の整備に関する告示」について

1. 背景

第169回通常国会において「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」（平成20年法律第39号。以下「法」という。）が成立したところである。

今般、法の施行に伴い、関係告示の改正を行う必要がある。

2. 概要

（1）題名の改正

法附則第6条において「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律」から「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律」へと題名を改正したことに伴い、告示の題名を改正するなど、関係告示について所要の措置を講ずる。

（2）地域観光振興事業に関する規定の削除

法附則第6条において地域観光振興事業に関する規定が削除されたことに伴い、「外国人観光旅客の来訪地域の整備等を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本方針（平成9年運輸省告示第536号）」における関連部分の記述について削除するなど、所要の措置を講ずる。